

水道管を撤去する際は申請を

建物などの解体に伴い水道管を撤去する場合には、つくばみらい市水道事業給水条例に基づき、市指定の給水装置工業者から水道管の撤去の申請を提出していただく必要があります。詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

問 谷和原庁舎上下水道課 ☎ 58 - 2111 (内線 5308)



手続き・申請

自動車税減免の出張窓口を開設します

問 土浦県税事務所 ☎ 029・822・7205

心身に障がいをお持ちの方へ

茨城県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自動車で、障害等級が一定の要件を満たし、障がい者の方ご本人もしくは障がい者の方と生計を一にする方が所有する自動車について、申請により自動車税お

よび自動車取得税を減免する制度を設けています。

減免申請は、管轄の県税事務所年間を通じて受付していますが、次の日程で、市役所伊奈庁舎に減免申請の出張窓口を開設しますので、ご利用ください。

なお、出張窓口は臨時的なものであり、通常よりもお待たせしてしまう可能性があります。そのため、必要な書類などにつ



手続き・申請

「介護福祉」税金の申告についてお知らせします

問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎ 58・2111 (内線4303)

介護福祉課では、平成30年分の確定申告に使用できる3種類の証明書(下図表)が発行できます。申請は随時受付します。

ただし、申告をする方の所得の状況、要介護認定の状況などにより、すべての方が対象となるわけではありませんのでご了承ください。

※平成30年に転入した方、または特別養護老人ホームなどの施設(住所地特例施設)に入所している方は手続きが異なる場合がありますのでお問い合わせください。

いては、可能な限り事前に土浦県税事務所までお問い合わせください。

▼受付日時 2月5日(火)、3月1日(金) 午前10時～午後4時 (正午から午後1時を除く)

▼受付場所 伊奈庁舎1階 小会議室

※新車、中古車の新規登録に係る減免や自動車取得税の減免については、登録日から30日以内に管轄の県税事務所までお願いします。

【手続きの流れ】

▼申請方法 介護福祉課窓口で、申請用紙に必要事項を記入し申請してください。

▼結果 申請内容をもとに、それぞれ必要な事項を確認し、結果を後日郵送します。なお、介護保険料納付済証明書は窓口で即時交付します。

【問い合わせ】

▼申請・証明書について 介護福祉課

▼税控除・税申告について 税務課

介護福祉課で発行できる3種の証明書

証明書名	対象となる税控除	対象者	注意事項	確認する内容	持参品・手数料
障害者控除対象者認定書 ※身体障害者手帳をお持ちの方はこの認定書は不要です	・障害者控除 ・特別障害者控除	精神の状況 (1)常時介護を要する重度の障がいの状態 (2)外出時のみ介護を要する障がいの状態 身体の状況 (1)6カ月以上臥床し、日常生活に支障のある寝たきり状態 (2)寝たきりの毎日で、寝込みがちの状態 (3)歩行、起居動作が不自由で、外出困難な状態 (4)外出可能であるが、介護を要する状態	・左に該当するかどうか不明な場合は、介護福祉課にお問い合わせください。 ・申告期間中に使用する方は、前もって申請してください。	障がいの程度について介護認定記録などを確認します	・印鑑(認印も可) ・発行手数料：無料
おむつ代に係る医療費控除確認書	医療費控除	おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護認定を受けている方		介護認定に係る主治医意見書の記載内容を確認します	
介護保険料納付済証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収(納付書)で納めている方 ※特別徴収(年金天引)の方は年金機構からの源泉徴収票を申告時に提出してください。		対象年の1月から12月までの介護保険料の納付記録を確認します	・身分証明書(保険証など) ・発行手数料：無料